英領西インド植民地の奴隷制廃止と補償問題(その2)

児島秀樹

要 旨

英国の大西洋奴隷貿易や奴隷制に関する従来の研究がどの方向性を向いていたのかを、3つの論点から検討した。前回(その1)は2つの論点を提示し、今回(その2)はもう1つの論点を提示する。

結論としては、エリック・ウィリアムズのように、植民地状況からの脱出を歴史研究の動機とした視点とは異なり、現状のように、人権が基本に置かれた場合、体制や制度が変化すれば、前の時期の「責任」を追究して、損害賠償が可能になるか、という視点も含めた、歴史研究の新地平が生まれつつあるのではないか、という論点を提示する。

ここでは、1834年の奴隷解放によって、実際にどれだけの解放金が、どのような人々に支払われたのか、という実証的研究を中心に、時代の変化を確認する。University College Londonが提供している、膨大なデータベースも活用する。

はじめに(1)

英国の大西洋奴隷貿易・奴隷制に関して、新たな研究視角が生まれてきている。ここでは、奴隷解放の補償金の問題をとりあげる。アメリカ合衆国では、1862年9月22日に奴隷解放宣言が公布され、反乱地域の奴隷も1863年1月1日に解放の対象にすることになった。1865年12月

(1) この研究ノートは、「英領西インド植民地の奴隷制廃止と補償問題(その1)」『経済学研究紀要』(明星大学)第46巻第1・2合併号(2014年12月)で記したように、2014年8月22日に行われた社会経済史学会近畿部会の夏季シンポジウムでの、同名の発表が元になっている。しかし、シンポジウムではデータベースの紹介で終わったので、ここで発表内容を補足する。

の憲法修正13条(奴隷解放宣言の成文化)で実際に奴隷が解放された時、補償金は支払われなかった。⁽²⁾英国では、まだ地主制が優勢であった、あるいは同じことであるが、ジェントリ層が十分に政治力を持っていたので、所有者が奴隷を手放す時に、その補償金を得ることに成功した。それに対して、アメリカでは南北戦争によって奴隷制の受益者(プランター)が敗北したので、奴隷解放の補償金を得ることが難しかったのかもしれない。もちろん、なぜ奴隷解放の補償金を得られる地域があった反面、得られなかった地域もあったのかに関しては、世界

⁽²⁾ 上杉忍『アメリカ黒人の歴史: 奴隷貿易からオバマ大統領まで』中公新書、2013年、p.57。

史的変化も関係しているであろう。

法的には、どちらの場合も、奴隷は動産 (chattel) であったので、動産の強制的処分に 対して、どのような補償が行われるべきか、という点までは、英米で同じ法的論理が通じていたであろう。 chattelはラテン語のcatalla(英語のcattle)、またはcapitālis(capital=head of cattle)を語源とし、freehold以外のproperty一般を意味する語である。奴隷は動産であるので、他者によって奪われる時には、損害賠償を請求できると理解された。

ただし、法的に動産にすぎなかったのは、奴隷だけではない。英国の普通法(common law)では、20世紀初頭まで、妻子も動産であり、夫の財産権(proprietary rights)に服した。20世紀の間に、英国の妻子は法的に解放されたので、第三者に対する損害賠償は請求できなくなった。

英国では、西インド・プランテーションの有力者の多くが不在者 (absentee) となっていた。彼らは英国本土に生活圏を持っていて、奴隷制を廃止されても、死活問題となるほどには、生活に影響を受けなかった。それに対して、アメリカではプランターは奴隷制に依存して生活していたので、内乱を通じて暴力的に廃止することしかできなかったのかもしれない。このような、奴隷制廃止に至る原因・過程の探求も必要であるが、ここでは、補償そのものを中心に見ていく。

ちなみに、用語の問題として、absenteeと residentを不在者と在住者と訳すのは、問題があるかもしれない。両者の違いは、residentは 西インド諸島で暮らし、absenteeは英国で暮らしているという居住形態の違いが中心にある。 ただし、absenteeは本国・イギリスを本拠地としているというだけであって、実際には、西インド諸島に出向き、そこで暮らしたりすること

もある。その中心にいたのは地主層(ジェントルマン層)かもしれないが、プランターの寡婦のように、奴隷を所有しても、西インド諸島には土地を持たない中産階級も含まれる。日本の経済史研究では、absenteeに対して「不在地主」という用語のほうが使いやすいが、地主(landlord)とは限らないので、不在者と訳しておく。

中南米では奴隷制の廃止と独立が連動してい る場合が多い。シモン・ボリバル(1783-1830) やホセ・デ・サン=マルティン(1778-1850) が黒人奴隷の解放を約束して、その軍隊 への奴隷の参加を促した。大コロンビアでは奴 隷自身による有償解放が求められた。1842年の パラグアイでの奴隷制廃止まで、多くの国では、 有償の廃止となった。例えば、1821年にベネズ エラで奴隷が解放される時、21年の労働を要求 された。しかし、1840年代以降は、無条件の廃 止が多い。ボリビアとコロンビアでは1851年、 エクアドールでは1852年、ベネズエラでは1854 年、ペルーでは1855年に奴隷制が廃止された。 誕生法 (womb legislation) で一定年齢 (18歳、 21歳、25歳)に達するまで、新しく生まれた子 は母の主人の下で働く、という解放の仕方も あった。最後に残ったブラジルでは、最終的に 1888年に、奴隷は無償で解放された。⁽³⁾

ハイチでは黒人奴隷・解放奴隷等が戦って、 1804年にフランスから独立したので、当初、奴

⁽³⁾ Paul Finkleman and Joseph C. Miller (eds), Macmillan Encyclopedia of World Slavery, vol. 2, (1998), p.690°, João Pedro Marques 'Slave Revolts and the Abolition of Slavery: an overinterpretation' in Seymour Drescher and Pieter C. Emmer (eds), Who Abolished slavery? Slave revolts and abolitionism; A Debate with João Pedro Marques, Berghahn Books, (2010), pp.49-55°

隷解放は無償であった。1814年にヨーロッパに 平和が訪れたとき、フランス政府は、サン・ドマング島に再び奴隷制を復活しようと図った。1825年に、ハイチが1.5億フランの補償金に同意したので、フランスはハイチを独立国として認めた。⁽⁴⁾ これは、個々の所有者間の話ではなく、有力な国家が弱小な国家を奴隷にしたのと同様である。個人であれば、損害賠償請求は消滅時効にかかるかもしれないが、国家という組織を利用して、約20年かけて、解放の代償を求めた。「たかり」の執念の恐ろしさは、加害者なのに被害者の顔ができる点である。フランスは1848年にその他の植民地の奴隷制を有償廃止した。

ロンドンの大学の中でも最も古参のカレッジ の一つであるユニヴァーシティ・カレッジ・ロ ンドン (University College London) は、今、 英国奴隷所有制の遺産 (Legacies of British Slave-ownership; http://www.ucl.ac.uk/lbs/) というサイトを作成している。近い将来、英領 カリブ植民地の所有制に関する情報も追加され るようであるが、現在、このデータベースの作 成者が中心となって、補償問題の研究が進んで いる。(5) 以下で見るように、データベースを利 用して、実際の損害賠償とまではいかなくても、 奴隷にされた人たちへの何らかの補償が請求で きないかといった論点も、そこには見え隠れす る。人権概念を前提にすると、当然、生じてく る論点の一つである。(6) 以下ではこのデータ ベースを遺産DBと表現する。

ちなみに、大西洋奴隷貿易に関しては、現在、

その最も有名な研究者の一人であるエルティス (David Eltis) が中心となって、The Trans-Atlantic Slave Trade Database (http://www.slavevoyages.org/tast/index.faces) という、大西洋奴隷貿易全般のデータベースが公開されている。このデータベースは英国の資料が中心となっていたが、スペインやポルトガル等、各国のデータも徐々に組み込まれた。1960年代から研究者が個々に集めていた電子データが統合されて、1999年には、CD-ROMの形式で出版され、2006年に上記のサイトが生まれた。(7)

1)補償問題に関する研究の方向性

奴隷解放の補償に関しては、ジャマイカとバルバドスを中心としたバトラーの研究がある。⁽⁸⁾バトラーはイギリス本国を扱っていない。それに対して、本国の奴隷所有者がどのような

- (5) 一つの成果がCatherine Hall, Nicholas Draper, Keith McClelland, Katie Donington and Rachel Lang, Legacies of British slave-ownership: colonial slavery and the formation of Victorian Britain, Cambridge U.P., (2014) である。「遺産 D.B.」のサイトの作成には数百人の歴史研究者が情報を提供して、データベースが作成されている。 Ibid., p.viii。 徹底して、奴隷所有によって利益を得た英国の過去を暴こうという意図が、そこには見える。英国経済史の観点では、奴隷所有者が解放後も重要であったことを示すのがこの本の一つの目的である。Ibid., pp.2-3。
- (6) 損害賠償問題に関しては、Hilarly McD. Beckles, *Britain's Black Debt; Reparations for Caribbean Slavery and Native Genocide*, Univ. of the West Indies Press, (2013)。
- (7) このDBをまとめたものの一つが、David Eltis and David Richardson, *Atlas of the transatlantic slave trade*, Yale U.P., (2010) である。適切な翻訳もある。エルティス、リチャードソン(増井志津代訳)『環大西洋奴隷貿易歴史地図』東洋書林、2012年。
- (8) Kathleen Mary Butler, *The economics of Emancipation: Jamaica and Barbados, 1823-1843*, U. North Carolina P., (1995) o

⁽⁴⁾ Marques, *ibid.*, p.26。ハイチの奴隷制に関しては、浜忠雄の研究を参照のこと。ハイチに対するフランスの賠償金要求は、浜忠雄『ハイチの栄光と苦難』刀水書房、2007年、p.88から簡潔に説明されている。

補償を得たかを、ドレイパーが研究し、そのデータベースも作成された。ドレイパーの研究は「英国の『奴隷制に対する負い』の確認と量的確定」への初めての貢献である。⁽⁹⁾

ドレイパーは2つの論点に関心があるようである。一つは英国の富の多くが奴隷制に関係していて、奴隷制があったおかげで英国は裕福になったのではないか、という論点。もう一つは、損害賠償それ自体の社会思想に関係する論点である。

損害賠償の戦後の動きを見ていると、もしかしたら、現代は、法の歴史的変化をどのように理解すべきかに関して、大きな曲がり角に来ているかもしれない。時代が変化することで、損害賠償を請求すべきであると考えられた事例がいくつか存在する。ドレイパーは次の3点を指摘する。①ユダヤ人に対するホロコースト、②旧日本軍による朝鮮人慰安婦問題、③米国による日系アメリカ人の強制収容問題。(10) アメリカ合衆国における第二次世界大戦中の日系人の強制収容問題は、よく知られているように、実際に、1978年に損害賠償が要求され、1988年、1人2万ドルの賠償が認められた。

この半世紀近くの間に何が変わったのであろう。正しいことをしていたはずの政府であっても、政権・年代が変われば、損害賠償の責任を負わないといけないのであろうか。法的には損害を負うべきは、「政府」や「企業」のような組織であろうか、それとも、まだ生きていれば、強制収容を推進しようとした個人も含まれるのであろうか。似たような事例で、さらに、付言すると、例えば原子力発電所の損壊による放射

現状では、特定の時間を区切った場合(日本では損害賠償の時効は3年)に、賠償責任が問われる。今まで、司法が想定していたのは、これだけであった。しかし、歴史的変化によって、本来は補償や損害賠償を受けるべき個人は逆であったとなった場合、どうすべきか。奴隷制の受益者(プランターや商人等)が奴隷解放の補償を受けるべきものではなく、奴隷が補償を受けるべきであると考えられるようになれば、どうなるか。現在、奴隷制の研究者で人権を重んじる人たちの法意識は、過去の「過ち」を許さないという意識に近い。いわば、貧困な家庭に育った子に対する奨学金の提供と似た発想で、蓄積された差別からの解放の手段を探るというものであろう。

さらに論点を膨らませると、実際にそのような制度的対応が始まると、歴史研究が法制度に導入されることになる。それは、現状、専門家として法的要件を学んだ法曹界の独占から法が解放され、法学以外の社会科学や歴史科学が、法の現場に参入する可能性を秘めた新しい動きとして、注目に値する。「法」が、現状のように狭く、特殊な要件だけで判断されるようになった歴史的経緯は、確かに、研究に値する。少なくとも、古代ローマの司法権が、呪術師的

能汚染災害に対して、原発の推進者も損害賠償 責任があるのか、それとも、現在の原発の関係 者のみに責任があるのか。強引な推進者がいな ければありえなかった事故に対して、誰がどの ような責任を負うのか。過去の過ちに対する損 害賠償は可能であるか。どのような過ちであれ ば、賠償を求めることができるのか。過去の司 法を裁くことができるであろうか。法は歴史的 に変化するものである。それを正しく裁判官が 意識できなければ、10年後、20年後に、裁判官 集団に対する賠償責任も追及できるのであろう

⁽⁹⁾ Nicholas Draper, *The price of emancipation:* slave-ownership, compensation and British society at the end of slavery, Cambridge University Press, (2010), p.278.

⁽¹⁰⁾ *Ibid.*, p.13_°

な神官団のもとから、法律家集団へと徐々に移動していったように、現代社会も、法の新しい制度的枠組みが生まれつつある。

多くの人は制度の中で生きていて、すべてを制度の責任にしがちである。奴隷制も同様で、奴隷所有者は制度の維持に果たした役割に対して個人的な責任を感じることなく、奴隷制廃止に対する補償を得た。そして、奴隷解放後は、解放を実現したという英国の道徳的高貴さをたたえ、まだ奴隷を所有している国に対する懲戒に積極的に乗り出す者もいた。(11) このような制度の変化とそれへの適用に関連する心理的変化も、たいていの歴史で繰り返されることである。

奴隷解放の法が制定された1833年前後は一つ の改革の時代であった。改革への曲がり角で重 要な役割を果たした政治家の一人に、ジョージ・ カニング (George Canning: 1770~1827) が いる。彼はトーリーという言葉ではなく、保守 主義(conservative)という言葉を利用した。 カニングは小ピット派の政治家として政治キャ リアを積み、外務大臣(在職1807~1809、1822 ~1827) として活躍した後、首相(在職1827年 4月-同年8月) にもなった。1823年のカニン グの決議案から奴隷解放の補償を前提とした議 論が議会で展開した。のちに見るように、奴隷 制問題では、カニングはグラドストン(John Gladstone: 1764~1851) の影響を受けた。⁽¹²⁾ カニングは自由主義的で、ハスキソン(William Huskisson: 1770~1830) とともに、カトリッ クの解放を支持した。

議会では、1829年にカトリック教徒解放法が 制定され、1833年にはアイルランド強制法 (Coercion Act) が制定された。1832年の第一 回選挙法改正で、選挙制度における民主化が始まった。1834年に新救貧法が制定された。金融業界でも改革が推進され、1833年にはイングランド銀行券が法貨とされ、高利制限法も撤廃された。銀行の株式会社化もすすんだ。1830年のリヴァプール・マンチェスター鉄道の開通とともに、鉄道建設ブームが始まった。投資先として、運河会社や保険会社の他に、鉄道会社が加わった。

奴隷制の受益者たちには、1833年の奴隷制廃止法で、政府歳入の40%にあたる、2000万ポンドの補償がなされた。この金額は、現在の日本の税収に対する割合で言えば、20兆円ほどであろうか。UCLのサイトではその補償を受けることができた人や、その逆に、請求はしたが認められなかった人がデータベース化された。所有者、抵当権者、遺産受取人、受託者、遺言執行者等の形式で、英国の支配層(エリート)の5~10%ほどが、1830年代の補償の記録にあらわれている。(13)

補償金の実際の額の決め方は、多数、提案された。2000万ポンドという金額に近い試算をした者の一人に、下院議員であり、不在者であるバラム(Joseph Foster Barham:1759~1832)がいる。彼は1823年に、奴隷1人に対する所有者の年収を3ポンドとし、植民地全体で奴隷が80万人いると想定して、所有者の財産は年収240万ポンドであると推計した。(14) 反奴隷制協会は同様に、1825年に、奴隷所有者の収入は年間210万ポンドであると想定し、植民地では年利6%であるとした場合、16年買で、3360万ポンドになると試算した。これを1度に支払うの

⁽¹¹⁾ Hall, op.cit., p.6°

⁽¹²⁾ Butler, op.cit., p.9.

⁽¹³⁾ Hall, *op.cit.*, p.22_o

⁽¹⁴⁾ バラムの生没年はhttp://www.historyofpar liamentonline.org/volume/1790-1820 /member/foster-barham-joseph-1759-1832、等を参考にした。

ではなく、年利3.5%の国債(と同じ終身年金)で支払えば、117.6万ポンドで済むという発想法もあった。⁽¹⁵⁾ ちなみに、同じ方式で現在の日本で考えると、年収300万円の賃金労働者が奴隷として売り買いされたとしたら、奴隷1人16年買で4800万円となる。80万人を解放したとしたら、3.84兆円となる。利子率や労賃コスト、企業の経常利益等、様々な収益が考慮の対象になるので、この数値は参考にもならないかもしれない。反奴隷制協会の発想法それ自体が、金利生活者のものである。奴隷制廃止派も擁護派と同じ社会的地位にあるので、同じ発想法になったのか、それとも、廃止派が擁護派におもねっただけなのかは、わからない。

1833年、西インド団体は、奴隷所有者に2000 万ポンドの授与と、財産所有者への1000万ポンドの追加的融資が必要であると提案した。2000 万ポンドは借金の返済に費やされ、1000万ポンドは将来の植民地の耕作に必要である、と。補償金を得た結果、受益者は危険性の高い西インドから、危険性の少ない政府公債や国内の信用市場に回ったと理解された。(16)

政府は2000万ポンドの多くを借り入れることにした。様々な提案や申し出があったが、結果として、ロスチャイルド・シンジケートから1500万ポンドを2%の割引利子率で借りることになった。ロスチャイルドは1470万ポンドを支払った。⁽¹⁷⁾

2) 奴隷制廃止期から見た西インド諸島

英領西インド諸島は1620年代から、徐々に植 民が行われ、市民革命時代までにサトウキビ、 綿花、カカオなどの生産が始まった。1672年の 王立アフリカ会社の設立で奴隷貿易が本格化し て、サトウキビ・プランテーションがさらに発展した。1720年代頃から、徐々に植民の成功者が本国・イギリスに帰国するようになった。1740年代を境として、それ以前には植民者は植民地経営資金を友人や家族から借りることが多かったが、それ以降は、英国の信用制度に頼るようになった。18世紀の半ば以降、多くの西インド諸島の所有者は子供を英国で教育させたり、自分自身も引退して、帰国したりするようになった。

1790年代から砂糖価格は低迷するようになり、債務の返済が困難になった。アメリカ独立戦争の頃からナポレオン戦争が終わる時期までに、西インド諸島の所領の大半が植民者ではなく、英国在住者のものとなり、不在者制が展開するようになった。1815年以降、奴隷制の廃止までに、多くの土地は債権者のものとなり、主に、西インド商人の手に渡った。(18)

1823年に奴隷制廃止運動が始まった時には、バトラーによると、プランターと商人は借金経営しかできなくなっていた奴隷制の問題を、すべて奴隷制廃止運動にその原因があるとして、動産奴隷の解放に対して適切な補償を求めた。⁽¹⁹⁾ プランテーション経営がその歴史的限界に達して、利益を得られなくなっていたのか、それとも、奴隷制廃止運動のためにそうなっていたのかは、現在の経済史研究でも意見の分かれるところである。

奴隷解放によって影響を受ける単位が現地の プランターだけであれば、補償問題は生じない で、プランターの破産で終わったかもしれない。

⁽¹⁵⁾ Draper, *op.cit.*, pp.94-95₀

⁽¹⁶⁾ *Ibid.*, pp.96, 99_°

⁽¹⁷⁾ *Ibid.*, p.111_o

⁽¹⁸⁾ *Ibid.*, p.8。Butler, *op.cit.*, p.xv。ウォードによると、不在者は18世紀半ばに半数弱、1820年代に70%となる。J. R. Ward, 'The Profitability of Sugar Planting in the British West Indies, 1650-1834,' *Econ. Hist. Rev.*, New Ser., v.31 n.2, (May, 1978), p.207。

⁽¹⁹⁾ Butler, *Ibid.*, p.xvi_o

	1700 年頃	1725 年頃	1748 年頃	1815 年頃	1820 年代	1830 年代
バルバドス	10, 099	8, 288	6, 442	11, 664	11, 946	18, 696
リーワード諸島	7, 044	16, 784	17, 584	19, 543	16, 910	15, 794
ジャマイカ	4, 874	10, 249	17, 399	73, 849	72, 051	58, 841
割譲諸島 1)	-	I	I	33, 716	32, 495	26, 405
トリニダード他 ²⁾	-	I	I	26, 087	50, 846	66, 356
合計	22, 017	35, 321	41, 425	164, 859	184, 248	186, 092

表1 英領西インド諸島の砂糖輸出(単位:トン/年)

- 出典)Richard B. Sheridan, 'The Formation of Caribbean Plantation Society, 1689-1748', p.401 and J.R. Ward, 'The British West Indies in the Age of Abolition, 1748-1815', p.429, in P.J. Marshall (ed.), *The Oxford History of the British Empire: the Eighteenth Century*, Oxford UP, (1998). J.R. Ward, *British West Indian Slavery*, 1750-1834, Clarendon Press, (1988), p.242.
- 1) 2) 1815年頃までと、 $1820\cdot1830$ 年代とでは、地域のまとめ方が違う。1815年までの 1 は「割譲諸島」で、 2 は「トリニダード、デメララ、聖ルシア」であるが、 $1820\cdot30$ 年代はそれぞれ「ウィンドワード諸島」と「トリニダード、英領ギアナ」である。

当時の産業経営者と異なり、プランターは他の ジェントルマン層とともに、英国の中世的身分 秩序や近代的地主制を維持する社会思想を共有 していた。まだジェントルマン体制を維持して いた英国では、賃金労働制を求める産業資本家 層の要求に負けて、ジェントルマン体制の末端 の、やや異質な社会層 (プランター層)を切る ことはできても、切るにあたっての、その代償 を求める必要性はあったのであろう。その歴史 の流れに対して、法的正当化の論理を言葉に表 す時、奴隷制の受益者は私有財産権(private property)を主張した。有形財産の所有権を保 護するのと同様に、奴隷に対する所有権を保護 するのが、道徳的・法的に正しいことである、 と。(20) 所有権の主張は産業資本家層も受け入れ ざるをえない法的言い訳の一つである。

西インド諸島はグアドループより北側のリー ワード諸島(訳せば風下諸島)と南側のウィン ドワード諸島(訳せば風上諸島)に分けられる ことが多い。具体的には、リーワード諸島はア ンギラ、アンティグア、ネヴィス、聖キッツ等 を、ウィンドワード諸島はドミニカ、グレナダ、 聖ルシア、聖ヴィンセント、トバゴ、トリニダー ド等を指す。大きな流れで見ると、英領西イン ド諸島のサトウキビ栽培はバルバドスから始ま り、リーワード諸島で展開し、1655年に征服し たジャマイカで拡大し、ウィンドワード諸島で さらに発展した。ウィンドワード諸島の多くは 1763年のパリ条約でフランスから獲得した割譲 諸島(Ceded Islands)と呼ばれ、特に、ドミ ニカ、聖ヴィンセント、グレナダでサトウキビ 栽培が発展した。砂糖の輸出に関しては、表1 で大きな流れが理解できる。砂糖が王様であっ た18世紀より19世紀のほうが砂糖生産量は多 い。表1は1830年代までの数値であるが、奴隷 が解放された1840、50年代はやや落ち込む。 1860年代以降、19世紀の間、西インド諸島全体 で常に20万トン台の生産量を誇っていた。

なお、奴隷解放の対象となった植民地の中には、バミューダのようにプランテーションが確立しなかった土地もある。遺産DBでは、バミューダでは1,116人の認定者(awardee)が記録され、奴隷1人のみ所有している者は369名、2人は186名、3人は151名、4人は104名、5~10人は257名、11~20人は45名、21人以上の奴隷を所有している者は3名であった。最大でも奴隷を31人しか所有していない。奴隷1人につき、最大で約 \pounds 61と評価されたが、平均すると、認められた奴隷の価格は1人あたり、約 \pounds 12 7s 17dであった。(21)

英国領として認められたかどうか、疑義の残るような土地もある。英領ホンデュラス(ベリーズ)には17世紀中ごろから湾岸人(baymen)と呼ばれる英国系の海賊が住みついた。1763年のパリ条約で英国の権利が認められても、1798年までスペイン人との間で、その領有が争われていたような土地である。主な産物はアカミノキ(logwood)で、これは毛織物の赤色の染料木として、英国に輸出されていた。奴隷貿易時代の輸出入商品の一つが染料である。16世紀にブラジルも染料木である蘇芳(brazilwood)の輸出で有名になり、それが国名にもなった。17世紀にイギリスが西アフリカに進出するようになったときに、最も重要であった西アフリカ産の商品に赤色の染料となるアフリカの木(当時

redwoodと呼ばれたcamwood、Baphia nitida)がある。18世紀までの英国の最も重要な産業は毛織物であるので、その染料が必要とされた。

18世紀のジャマイカと同じくらいに、19世紀になって重視された土地として英領ギアナ(British Guiana:現ガイアナ共和国)がある。この地方は日本の本州と同じくらいの面積を有し、16世紀にローリー卿(Sir Walter Raleigh:1554-1618)が発見していた。しかし、17・18世紀にその地を開発したのは、オランダ人である。フランス革命とナポレオンの時代におけるフランスとの戦争でイギリスが占領したこともあったが、英国領として認められたのは1814年であった。エセキボ、デメララ、バービスからなる3つの植民地を統合して、1831年に一つの植民地、英領ギアナとなった。ここでもサトウキビ・プランテーションが発展した。

なお、インド洋に浮かぶモーリシャスは東京と同じくらいの面積で、16世紀までに、アラブ人、マレー人、ポルトガル人が来住していた。1638年、オランダが航路の補給地として、植民を開始した。モーリシャスという島の名はオラニエ公マウリッツにちなんで命名された。その後、フランスが領有し、1814年にイギリス領となった。奴隷解放後、クーリーが導入されるようになった。

奴隷の解放と西インド諸島の経済状態の関連性がしばしば問題にされる。経済状態が悪かったので、奴隷が解放されたのであろうか。確かに1830年代初期に砂糖経済の短期的危機はあった。しかし、収益は十分に維持されていたと理解されることが多い。1807年以降も、英領ギアナやトリニダードのような新植民地はもちろん、バルバドスやジャマイカ等の旧植民地もまだ経済は維持されていた。旧植民地の場合、個々の所領では、破産状態に陥っていたものもあっ

⁽²¹⁾ ここで紹介した数値は、遺産データベース (http://www.ucl.ac.uk/lbs/search/) のcolonyの Bermudaを選んで、すべてのデータを表示させ、 rubyスクリプトと表計算ソフトで集計した結果 の数値である。2015年3月23日参照。

たかもしれない。しかし、多くの場合、委託代理人(attorney)や委託荷引受人(consignee)への手数料を差し引いても、まだ、利益が残っていたようである。⁽²²⁾

ウォードによると、18世紀の最後の四半期に、 バルバドスの利益率 (rate of profit) は5~7 パーセントであった。大半の植民地でアメリカ 独立戦争の時期には2~3パーセントであった が、それ以前、それ以降とも、10~14パーセン トほどを維持することが多かった。ウォードが 試算した1749年から1834年の利益率の表では、 西インド諸島全体の平均で9.3パーセントで あったが、割譲諸島やトリニダード、英領ギア ナは10パーセントをこえた。当時、英国政府債 は3%か3.5%で、英国内の利子率は年5%、 植民地の利子率は年6%であった。金利生活者 (rentier:以下では「金活者」) にとっては西 インドの富は悪くない投資対象であった。西イ ンドの財産が外国債や鉄道株と異なり、信用が なかったのは、奴隷制の内容ではなく、その経 済的・政治的危険からであった。(23)

3) 奴隷制廃止に至る経緯

奴隷所有者の多くは、基本的には、自分は奴隷を抑圧していないと思っている。誰もが行っていること(例えば、奴隷の鞭打ち)で、自分が悪く言われることに怒りさえ感じる。さらに、19世紀に入ってからは、実際に不在者が奴隷に暴力を加えるのではないので、なおさらであった。彼らは、あるいは、商人・銀行家たちは、ただ経済的に制度を利用させてもらっているだけなので、道徳的な批判を受ける理由があるとは思っていない。

逆に、奴隷制廃止論者が道徳家であった訳で

奴隷解放に至る際に闘わされた議論をドレイパーは10項目にまとめている。⁽²⁵⁾

- 1) 最終的に解放されることの望ましさ
- 2) 不在者制下での責任と代理権の性格
- 3) 奴隷制からの距離の重要性: 空間的・政治 的・経済的・社会的距離
- 4) 奴隷所有者の「Englishness」の妥協的性格
- 5) 奴隷所有者の中にさえ廃止賛成派がいる矛盾
- 6) 英国人としての奴隷所有の正当化に際して の相続の重要性
- 7) 紳士的な不在者と、帰国したプランターの 違い
- 8) 英国社会での奴隷所有の普遍性と廃止論者 の巻き込み
- 9) 植民地の奴隷と比較した英国の貧民の状態
- 10) 奴隷所有者への補償の問題

奴隷解放を有償でするとして、解放金の金額に関しては、議論が沸騰した。結論が出されたのは、1833年である。その年、奴隷制廃止法が制定された。正式には、An Act for the abolition

はない。攻撃するものは攻撃される。1825年にウィルバーフォースが引退すると、奴隷制反対の指導的立場についたバクストン(Thomas Fowell Buxton:1786-1845)は先祖が奴隷を所有していたことを暴露された。さらに、ロンドンのスピタルフィールドで彼自身が経営する醸造所では、日曜日にも労働者を働かせたり、1日14~17時間の労働に従事させていると非難された。⁽²⁴⁾

⁽²²⁾ Draper, *op.cit.*, p.101_o

⁽²³⁾ *Ibid.*, p.102° Ward, 'profitability', p.207°

⁽²⁴⁾ *Ibid.*, p.65-67_°

⁽²⁵⁾ *Ibid.*, p.36_°

of slavery throughout the British colonies, for promoting the industry of the manumitted slaves, and for compensating the persons hitherto entitled to the services of such slaves (解放奴隷が行う産業の育成と奴隷の奉仕に権利を有していた者への補償を目的として、英領植民地総体の奴隷制廃止法)というものである。 $^{(26)}$ 奴隷解放のための解放金は、セイロンとセント・ヘレナを除き、すべての英国領植民地の奴隷所有者に対して、補償されるべきこと、そして、その補償金は税金でまかなわれることが決定された。税金が奴隷所有者に手厚く分配された。

もちろん、現代の意識とは正反対に、当時は、強制労働に苦しめられた奴隷への補償はほぼ考慮さえされなかった。家内奴隷は家政婦や妻のように、家事労働に従事するのは当たり前であり、農耕奴隷は賃金労働者と同様に、強制されなくても働くのが当然である、という意識である。怠惰な人間は、鞭打たなければならない、と。鞭打ちか、解雇か。19世紀に英国は後者を選んだ。

奴隷制廃止法で、奴隷は1834年8月から数年間、無給の徒弟(apprentice)となることが定められた。家内奴隷は4年間、農耕奴隷は6年間の徒弟期間が定められたが、植民地によって、その適用の仕方は違っていた。⁽²⁷⁾

1833年法の通過によっても、奴隷制廃止派と維持派の対立は続き、1840年代の自由貿易に関する論争や1867年のエア総督の論争でも、それが再燃した。1846年6月に穀物法廃止に反対して、ロンドンの146人の商人や銀行家が請願し

たとき、18人は補償を受けた人だった。⁽²⁸⁾

奴隷解放の補償金の分配基準には3つの特徴があった。⁽²⁹⁾

①補償は奴隷の人数 (per capita) ではなく、 奴隷の価格 (ad valorem) でなされた。結果と して、早期に発展したジャマイカやバルバドス では奴隷は安く評価され、1814年にイギリス領 植民地となった英領ギアナや、1797年にイギリ スが制圧したトリニダード島(現トリニダード・ トバゴ共和国)では、購入時の奴隷の価格が高 価だったので、補償金は高く評価された。英国 は、本国の農地の囲い込み(enclosure)の過 程で、単に土地面積だけでなく、特定の農地の 生産性の差さえ評価して、土地の交換分合を 行った国であるので、奴隷解放の補償金を決め る際も、それぞれの経済事情に基づいて、判断 がなされた。もちろん、「判断」がなされるため、 より公平にはなったとしても、多くの議論が生 じることにもなる。

②植民地毎に補償の割り当てがあった。植民 地間の割り当ては登録奴隷の数と1821~28年の 奴隷の平均価格で見積もられた。そのうえで、 各植民地内で、奴隷のカテゴリー毎に補償額が 決まった。

③土地に付属する奴隷か、どうかでも評価が 違った。徒弟制のあとでも、その土地と奴隷の 所有者が賃金労働者として雇うことができる場 合と、土地を持たないで、派遣労働者のように 元奴隷を働きに出す場合とでは、その奴隷の評 価は違った。

4)補償の傾向

プランテーションの所有者は抵当権を設定して、債務を負うこともしばしばあった。権利関

⁽²⁶⁾ *Ibid.*, p.100°

⁽²⁷⁾ *Ibid.* 布留川正博「イギリスにおける年季奉 公人制の廃止、1834-38年」『経済学論叢』(同志 社大学) 64巻第3号、2013年。

⁽²⁸⁾ *Ibid.*, pp.21-22, 70°

⁽²⁹⁾ *Ibid.*, pp.104-105_°

	ロンドン	リヴァプール	ブリストル	その他	合計
ジャマイカ	814	95	92	86	1,087
バルバドス	55	40	8	0	103
第1局面	173	54	44	23	294
第2局面	369	18	41	77	505
第3局面	757	506	87	366	1,716
係争地	0	0	0	0	0
合計	2,168	713	272	552	3,705

表 2 £ 500以上の商人の補償額の地理的分布(£1,000)

出典)Nicholas Draper, *The Price of Emancipation: Slave-ownership, Compensation and British Society at the End of Slavery*, Cambridge University Press, 2010, p.235より作成。

係は複雑に入り組んでいた。そのため、奴隷解放の補償金を受け取るのは、その所有者であるとは限らず、実際には、複雑であった。従来は、大都市の商人が奴隷の補償金の主要な受取人であると想定されることが多かった。しかし、その他に、奴隷を貸し出している人たちもいた。西インド植民地の補償金の少なくとも51%、おそらく55%は、英国の受取人=不在者に支払われた。英国在住の受取人の多くは確かに商人であった。

しかし、英国社会での奴隷所有それ自体は一般的ではなく、奴隷を所有する金活者は人口の 5~10%程度であった。地主層 (landed gentry) でも、奴隷所有者はそれほど多くない。奴隷所有の資産が株式会社の投資に回された形跡もそれほど多くない。⁽³⁰⁾

1809~39年に10万ポンド以上を遺産として残した178人の土地所有者のうち23人(13%)が奴隷制に関係した家柄である。この約30年間という時の長さは、ほぼ一世代にあたるので、当

時、英国の富裕層の1割強が奴隷制に関係した と理解することが可能であろう。

都市の商人は奴隷所有者の委託荷引受人になり、プランテーションの必要物も購入したりしていたので、債権者として補償された。奴隷所有者が補償されることで、商人が所有者に対して有していた債権を回収することが可能になった。さらに、トリニダードや英領ギアナでは新規の投資もあった。⁽³¹⁾

英国の商人は受取人(beneficiaries)として、376万ポンドの補償金を得た。これは、ジャマイカの補償の3分の1、バルバドスの10分の1以下、トリニダードと英領ギアナでは半分以上にのぽった。この受取人はロンドンの商人が圧倒的に多く、25人の商人が170万ポンドの補償を得ていた。⁽³²⁾

表2の地域で、第1局面、第2局面、第3局 面、係争地とあるのは、表3の「局面」と同じ

⁽³¹⁾ *Ibid.*, p.232°

⁽³²⁾ *Ibid.*, p.234_o

表 3 地域ごとの補償額分布

局面	植民地	認可数	奴隷数	補償額(£)	奴隷1人
1	アンティグア	1,027	29,003	424,391.1	14.6
1	バルバドス	5,344	83,225	1,714,561.1	20.6
1	ジャマイカ	13,240	311,455	6,121,446.5	19.7
1	モントセラト	229	6,392	103,556.1	16.2
1	ネヴィス	304	8,792	149,611.7	17.0
1	聖キッツ	767	17,514	293,331.9	16.7
1	ヴァージン諸島	267	5,135	72,635.7	14.1
2	ドミニカ	871	14,266	277,737.4	19.5
2	グレナダ	993	23,729	615,671.8	25.9
2	聖ヴィンセント	757	22,786	579,300.4	25.4
2	トバゴ	338	11,592	233,367.7	20.1
3	英領ギアナ	2,674	84,075	4,281,032.6	50.9
3	聖ルシア	861	13,232	331,805.3	25.1
3	トリニダード	2,052	20,428	1,021,858.6	50.0
係争地	アンギラ	213	2,260	35,669.1	15.8
係争地	ホンジュラス	290	1,896	100,691.3	53.1
	合計	30,227	655,780	16,106,668.2	24.6

出典) Draper, *op.cit*., p.139より作成。なお、補償額はポンド以下を小数に した。議会報告とこの表の「合計」は異なる。

である。この局面は植民地として組み込まれた 年代を表し、第1局面は17世紀中に英国の植民 地として確立した植民地、第2局面はほぼアメ リカ独立戦争関連で英国の領土に組み込まれた 地域、第3局面はナポレオン戦争関連で英国領 となった植民地である。係争地(marginal)は 第1局面の時代からイギリス人が関与している が、正式には英国領にできなかった地域である。

表3の数値は遺産DBではなく、議会資料か

らとられている。合計が2,000万ポンドに足りないが、残りは、モーリシャス、喜望峰、バミューダ、バハマ諸島に割り当てられている。

1806年に作成されたカフーン (Patrick Colquhoun: 1745-1820) の社会構成の表によると、貴族の平均年収が£8,000である。上級の商人・銀行家は£2,600、高官、小貿易商人、製造業者、ジェントルマンの年収は£700~800

職業	人数	%
地主 (西インドプランターを含む)	178	22.3
商人・金融業者	344	43.2
専門職・公務員	158	19.8
製造業者・企業家	78	9.8
食品・飲料・タバコ小売、醸造業者	33	4.1
その他	6	0.8
合計	797	

第4表 1809~1839年に確定前の個人財産として£10万以上の人物の職業

出典) Boyd Hilton, *A Mad, Bad, and Dangerous People? England* 1783-1846, Oxford U.P., (2006), p.129、table 3.2。

であった。 $1809\sim39$ 年に900人をこえる英国人が相続未確定の遺産 (unsettled personal property) の形式で $\pounds10$ 万以上を所有し、そのうち、職業がわかる人物をまとめたのが第4表である。(33)

F. M. L. トンプソンは上位300家族以上の上流階級は1790年に、上はベッドフォード公やブリッジウォーター公のように、1年で \pounds 5万を処理できる貴族から、下はクラレンドン伯のように年 \pounds 3,000程度の収入の者までいたと見ている。(34) 大貴族の年収と同じほどの補償金が得

5) 実際に補償された人々

いろいろな人物が奴隷解放の補償金に関係した。遺産DBでは、補償金を現金で提供したロスチャイルド家から、2人の名前があがっている。ネイサン(Nathan Mayer Rothschild:1777-1836)は抵当権で保有したアンティグアの土地に対して、£2,571 17s 9d を認められたが、同じ土地に対するジェームズ(Baron James de Rothschild: 1792-1868)の権利は認めてもらえなかった。

1762年に設立されたベアリング銀行はマーチャント・バンカーとして19世紀に発展し、1890年のベアリング恐慌で援助を受けて生き延びたが、1995年に破産した。補償金の請求で、ベアリング兄弟(Baring Brothers)は1820年代に英領ギアナの最大の奴隷所有者であったカッツ(Wolfert Katz:?-1835)に対して反訴を提出した。⁽³⁵⁾ 遺産DBでは、トーマス(Thomas Baring:1799-1873)、フランシス(Francis Baring:1800-68)、ジョン(John Baring:1801

られたと考えると、その金額の大きさが理解で きる。

⁽³³⁾ Boyd Hilton, A Mad, Bad, and Dangerous People? England 1783-1846, Oxford U.P., (2006), p.127, table 3.1。比較のため、L.C.B.シーマン(社本時子、三ッ星堅三訳)『ヴィクトリア時代のロンドン』創元社、1987年、p.12によると、中産階級と表現できる階層、例えば、銀行、法律事務所、保険会社、鉄道会社で働く事務員の年収は300ポンドあるいはそれ以上、下級事務員は年収80~200ポンド、機械製作工や家具職人の年収は90ポンドほどである。

⁽³⁴⁾ F. M. L. Thompson, *English Landed Society* in the Nineteenth Century, Univ. of Toronto P., 1963, p.25°.

-1888)の3人がおそらく共同で、合計7所領、 $\pounds53,670$ 18s 9d、奴隷1,015人に対して、抵当権者として権利を認められたと記録されている。新しい植民地である英領ギアナなので、奴隷1人約53ポンド弱の評価となっている。

補償金を得た人には中産階級も多い。ブリストル在住のドロシー(Dorothy Little)はジャマイカの聖ジェイムズ地区に14人の土地に付属していない奴隷(unattached slaves)を所有していた。奴隷は近くのプランテーションに派遣されていたのかもしれない。最終的に、70歳の彼女は13人の奴隷に対して、£297 13s 6dを補償された。ドロシーは中産階級の年収ほどの金額の補償を得たことになる。彼女は夫が1802年に死亡した時に、英国に帰国した。夫が教区牧師(rector)であったので、ジャマイカの聖職者年金(Clergy Fund)から年32ポンドの収入があった。彼女は、その奴隷14人のうち10人が女性で、その賃貸料が彼女の収入の8分の7を占めていると、1834年に答えている。(36)

商人は2種類あった。一つは、昔ながらの、ロンドンとブリストルの商人で、植民地物産を輸入し、西インドに英国商品を提供し、その取引で生じた金銭貸借に抵当権を設定した商人たちである。彼らは奴隷解放の補償を受ける際には、請求者(claimants)、抵当権占有者(mortgagees-in-possession)、所有者(owner)になっていた。単なる抵当権者(mortgagees)であったり、債権者(creditors)であったりし

た場合もあった。抵当権の歴史は、利息をとることが禁じられた中世において、担保となった土地の占有を債権者に移転させることから始まったと言わる。in possessionは中世の概念に近く、土地を使用・収益することも含まれる権利であるが、元の所有者が買い戻す権利は保留されている。⁽³⁷⁾

バトラーはロンドン在住の西インド商人として、下院議員でもあったマリアート(Joseph Marryat: 1790-1876)の名前をあげる。 $^{(38)}$ マリアートは遺産DBによると、グレナダ、ジャマイカ、聖ルシア、トリニダードに関係していて、認定者として、£29,653 1883 d、奴隷1,012人、認定者[抵当権者](Awardee[Mortgagee])として、£6,220 1585 d、奴隷130人、認定者[管財人](Awardee [Trustee])として、£6,602 088 d、奴隷336人、非認定者(Unsuccessful claimant)として、£6,994 1384 d、奴隷353人が記録されている。マリアートが認定された権利は約£42,500弱、奴隷にして1,480人弱である。平均して、奴隷1人につき£29弱の補償を得たことになる。

商人の第2のグループは、リヴァプールとグラスゴーの商人たちである。その多くはトリニダードと英領ギアナに直接投資していた。ジョン・グラッドストン(John Gladstone:1764-1851)が一番よい例で、金を貸し、所領も奴隷も購入した。投資は購入の形をとるようになり、新規の投資というより、所領の統合をねらったものであった。(39)

グラッドストンは補償金の認定者として英領

⁽³⁵⁾ Draper, op.cit., p.244-246。なお、遺産DBでは、ベアリング家の3兄弟に対して、全く同じ所領・補償額・奴隷数等が記録されている。遺産DBで検索して、集計する際には、二重、三重に集計してしまうことのないように、注意する必要がある。

⁽³⁶⁾ *Ibid.*, pp.105-106_°

⁽³⁷⁾ Appendix 2 in Hall, Legacies、で遺産DBに 関連する法律用語が解説されている。田中英夫『英 米法辞典』東京大学出版会、1991年も参考にした。

⁽³⁸⁾ Butler, *op.cit.*, p.8_o

⁽³⁹⁾ Draper, *op.cit.*, p.237.

ギアナに 5 所領、ジャマイカに 4 所領を所有した。補償の対象として認定されなかった所領はない。認定された所領の合計は、£105,783 15s 8d、奴隷2508人であり、奴隷 1 人約 £42で認定された。ただし、認定された理由として、特段の理由のつかない認定の他に、所有者(owner-in-fee)や抵当権占有者として、という理由が付帯している場合もある。

ジョンは1771-81年にエディンバラでロープ や帆布の徒弟として修業を積んだあと、父の事 業を手伝い、1786年にリヴァプールに引っ越し て、コリー (Edgar Corrie) の下で、1801年ま で働いた。ジョンはカルカッタの取引で財をな し、ヴァージニアのタバコ等にも投資して、 1799年に資産£4万の実業家となり、1828年に は約£50万の資産家となった。ジョンは1803年 から西インドの砂糖や綿花の交易に手を染める ようになった。デメララのプランテーション経 営にも乗り出し、1826年には彼にとって最大の 所領として、£8万を費やして、430人の奴隷 を有したVreedenhoop所領を購入した。解放の 際には、奴隷415人がいたと見積もられたこの 所領は、補償金として£22.443 10s 11dの価値 を査定された。1810年代からカニンガム派の トーリーに与して、1820年代には下院議員とし て活躍したので、もし、補償金が得られるとい う見込みで購入したとしたら、購入金額の4分 の1程度の補償金では予想に反したかもしれな い。彼は奴隷制廃止後、西インドの資産の大半 を売って、ベンガルの砂糖に投資した。ジョン の子は19世紀の自由党の政治家として最も有名 なウィリアム・グラッドストン (William Ewart Gladstone: 1809-1898) である。 $^{(40)}$

補償金が投資に向かった例もある。大連絡鉄道(Grand Junction Railway)は1836年にグラッドストンから£5万を借りた。⁽⁴¹⁾ グラッドストンは英領ギアナから20年間、2桁の収益を得た。初期投資は7~8年で回収した。これほど収益の高いものは、土地と鉄道くらいで、他には少なかった。補償は資本を解放した。奴隷の価値の40%ほどを所有者に支払い、奴隷経済に流動性を注入し、西インド市場を再生した。商人の富は奴隷貿易廃止後も、奴隷制で作られていた。

グラスゴーの銀行家で西インド商人であった ジェームズ・ユーウィング(James Ewing: 1775-1853)は£26万をこえる資産を遺した。 ユーウィングを姓とする人物が遺産DBには7 人出てくるが、ジェームズ・ユーイングとグラ スゴーの商人ウィリアム・ユーイング(William Leckie Ewing:1798-1866)を除き、その他 の素性は不明である。ジェームズとウィリアム はそれぞれ、ジャマイカの5所領、3所領に関 係し、総額約£9,400、£7,400の奴隷、数にし て586人、361人に対する権利を認められた。前 者は奴隷1人平均£16、後者は£21ほどで評価 されている。

大都市の商人は一度も植民地に行くこともなく、たいてい代理人制度(attorney system)に依存していた。西インド・ドック会社の議長であり、ジャマイカの代理人であった、下院議員のヒッバート(George Hibbert: 1757-1837)がその一つの典型である。 $^{(42)}$ ヒッバートと子(George Hibbert junior)は、遺産DBではそれぞれ受取人として、ヒッバートはジャマイカの19所領、 $\pounds63,054$ 14s 0d、奴隷3,453人、その子はジャマイカの9所領、£37,571 10d 5d、奴隷

⁽⁴⁰⁾ ジョン・グラッドストンの経歴は、http://www.ucl.ac.uk/lbs/person/view/8961、2015-03-25参照。その他の人物も遺産DBを参考にしている。

⁽⁴¹⁾ Draper, op.cit., p.253°

⁽⁴²⁾ *Ibid.*, p.237°

2,034人を認められた。昔からの植民地である ジャマイカなので、奴隷1人約18ポンドの評価 である。

6) まとめ

今まで歴史学は主に実証研究と、それに基づく歴史像の構築に従事していた。歴史学が研究対象とする過去の社会は、現代社会とは違うという意味で、歴史学は現代社会とは遊離していた。体制の変化によって、将来、無視されてきた権利の法的追究さえ可能な社会になると、少なくとも現代史の場合には、社会体制=司法制度の中に歴史が組み込まれるかもしれない。専門職としての司法が、社会科学系の歴史学、および、経済学や政治学等の法学以外の社会科学に門戸を開き、社会科学の専門家が裁判官の上位に配置され、社会科学が法的判断の要件を決定するようになるかもしれない。

もちろん、強制収容された日系人に対する損害賠償が認められるなら、奴隷制やその後の差別、公民権の剝奪に苦しんだ黒人も、損害賠償されるべきではないか。そのような主張も可能になるので、奴隷の子孫に対する損害賠償はその応用として出てきた論点である。「損害賠償」という形式で、歴史的変化を社会に組み込むべきか、今までのように、無視すべきか。特定の国家組織や企業集団等で「指導的」地位にあった者は、社会変化による損害賠償の責任を負うべきか。

社会変化による賠償責任は、従来なら、革命で財産を没収され、生命を奪われて終わりにするのが、フランス革命に見られるような、18世紀までの考え方であった。21世紀はどのようになるであろうか。

ここでは、歴史研究者があまり関心を持たない論点もとりあげた。通常の実証研究の中では、 補償による富の再配分がどのように利用された のか、といった論点が中心的話題になるかもしれない。例えば、補償を受けた人たちがどれほど鉄道建設に投資したのか。その投資によって、英国の鉄道はかなりな資金を得て、迅速に建設されるようになったのか。あるいは、補償を受けた金融業者が植民地建設や帝国主義のためにどれほど投資するようになったのか。これらの実証研究は、ここでは深くは立ち入れなかった。今後の課題である。

参考文献

- ウィリアムズ、エリック、(山本伸監訳)『資本主義と 奴隷制』明石書店、2004年(中山毅訳、1968年: Eric Williams, *Capitalism and Slavery*, U. North Carolina P., (1994, orig. 1944))。
- 上杉忍『アメリカ黒人の歴史: 奴隷貿易からオバマ大統領まで』中公新書、2013年。
- 図府寺彩「奴隷制末期におけるジャマイカ社会の変化: 職能的・人種的秩序の形成と「自由人化」」『農業 史研究』39、2005年。
- シーマン、L.C.B. (社本時子、三ッ星堅三訳)『ヴィクトリア時代のロンドン』創元社、1987年。
- 浜忠雄『ハイチの栄光と苦難』 刀水書房、2007年
- 布留川正博「西インドの奴隷とイギリスの労働者-アボリショニズムとチャーティズム-」(西川長夫、原毅彦(編)『ラテンアメリカからの問いかけ:ラス・カサス、植民地支配からグローバリゼーションまで』人文書院、2000年所収)
- 同「イギリスにおける奴隷制廃止運動」『経済学論叢』 (同志社大学) 62巻第1・2号、2010年。
- 同 「イギリスにおける年季奉公人制の廃止、1834-38年」 『経済学論叢』(同志社大学) 64巻第3号、2013年。
- Beckles, Hilarly McD., *Britain's Black Debt; Reparations for Caribbean Slavery and Native Genocide*, Univ. of the West Indies Press, (2013).
- Blackburn, Robin, *The American Crucible: Slavery, Emancipation and Human Rights*, Verso, (2011).
- Butler, K.M., *The Economics of Emancipation : Jamaica and Barbados, 1823-1843*, U. North Carolina P., (1995).
- Draper, Nicholas, *The price of emancipation: slave-ownership, compensation and British society at the end of slavery*, Cambridge University Press, (2010).
- Drescher, Seymour and Pieter C. Emmer (ed.), Who Abolished slavery? Slave revolts and abolitionism;

- A Debate with João Pedro Marques, Berghahn Books, (2010).
- Finkleman, Paul and Joseph C. Miller (eds), *Macmillan Encyclopedia of World Slavery*, vol. 2, (1998).
- Fisher, D. R. (ed.), *The House of Commons, 1820–1832*, Cambridge University Press, (2010).
- Green, W.A., British Slave Emancipation, Clarendon, (1976) .
- Hall, Catherine, Nicholas Draper, Keith McClelland, Katie Donington and Rachel Lang, Legacies of British slave-ownership: colonial slavery and the formation of Victorian Britain, Cambridge U.P., (2014).
- Hilton, Boyd, *A Mad, Bad, and Dangerous People?* England 1783-1846, Oxford U.P., (2006).

- Laidlaw, Zoë, Colonial Connections 1815-45: Patronage, the information revolution and colonial government, Manchester UP., (2005).
- Marshall, P.J. (ed.), *The Oxford History of the British Empire: the Eighteenth Century*, Oxford UP, (1998).
- Morgan, Kenneth, Slavery and the British Empire: From Africa to America, Oxford UP., (2007).
- Thompson, F.M.L., English Landed Society in the Nineteenth Century, Univ. of Toronto P., (1963).
- Ward, J.R., 'The Profitability of Sugar Planting in the British West Indies, 1650-1834,' *Econ. Hist. Rev.*, New Ser., v.31 n.2, (May, 1978).
- Do., British West Indian Slavery, 1750-1834, Clarendon Press, (1988).